

府内小学校 校長 様

大阪府消費生活センター所長

小学生向け啓発リーフレット「消費生活クエスト」の
配付に係る協力について（依頼）

日ごろから、消費者行政の推進について格別の御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、消費者教育・消費者啓発の一環として、インターネットによる教材配信のほか、各種啓発事業等を実施しているところです。

近年、コロナ禍においていわゆる「おうち時間」が増えたこと等により、小学生のオンラインゲームに関する相談が増加しています。小学生に契約の意義等について理解してもらい、消費者被害の未然・拡大防止を図る目的で、標記リーフレットを作成いたしました。イラストやクイズを用いてわかりやすく紹介していますので、小学生向けの消費者教育教材として活用していただけますと幸いです。

つきましては、**貴校 5 年生生徒数分**を送付いたしますので、授業等でご活用いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、ご説明いただく際は、裏面の資料もご参考にしていただけますと幸いです。

また、今後の参考とするため、同封のアンケートに御協力いただきますようお願いいたします。（ファクシミリにてご回答ください。あて先と番号はアンケート用紙に記載しています。）

(担当)
大阪府消費生活センター 久川
住 所 大阪市住之江区南港北 2-1-10 アジア太平洋トレードセンター I TM 棟 3 階
電 話 06-6612-7500、F A X 06-6612-0090
E-mail KyukawaMana@mbox.pref.osaka.lg.jp

(裏面もご覧ください。)

10分で解説!!

「消費生活クエスト」リーフレットについて【先生用参考資料】



みなさんは「契約」という言葉を聞いたことがありますか？

「ある・・・?」「ない!」「わからない・・・」



(Lv.1)

ものやサービスをお金で買うことを「契約」といいます。コンビニでお菓子を買ったり、スマホを使ったり、バスに乗ったりすることも「契約」です。

契約は「買う人」と「売る人」の合意で成立します。私たちがコンビニで「このお菓子をください」と言い、店員さんが「はい」と言った時に、契約は成立します。**契約は口約束でも成立します。**

みなさんの身の回りに、どのような「契約」があるか、考えてみましょう。



(Lv.2)

みなさんはスマホなどでオンラインゲームをして遊んだことはありますか。オンラインゲームは、はじめるときは無料でも、ゲームを進めていくとアイテムなどが有料になることがあります。

アイテムが欲しいからといって、**おうちの人クレジットカードを勝手に使ってはいけません。**気付かないうちに、お金をたくさん使ってしまう場合があります。

オンラインゲームで遊ぶときは、おうちの人などと相談して、ルールを守って遊ぶようにしましょう。

みなさんのおうちでは、どんなルールを決めていますか？

以下の内容もお伝えください。

2022年4月より成年年齢が **18歳**に引き下げられました。

18歳からは“**大人**”になるので、今のうちから正しい知識を身に付けることが大切です。

契約が成立すると、自分の都合で契約をやめることはできません。本当に必要な契約かどうかよく考え、おうちの人などの意見も聞いてから買い物などをするようにしましょう。

消費生活の中でトラブルに会ったときや困ったなと思ったときは一人で悩まずに消費者ホットライン **188 (いやや!) 番** (局番なし) に相談しよう!!